

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和3年3月

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

環境省水・大気環境局大気環境課

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
p.118	4.7.1 除去作業手順 図 4.7.1	フード付きの保護衣・呼吸用	フード付きの保護衣・呼吸用 <u>保護具①</u>
p.178 ～180	4.11.3 石綿含有成形板等の除去作業手順 図 4.11.1、図 4.11.2、図 4.11.3		(各図の備考として下記を追加) ※呼吸用保護具、保護衣については一例であり、「6呼吸用保護具、保護衣」も参照すること。
p.251	6.1 保護具等の選定 1段落目	石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、 <u>負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)</u> の内部では、電動ファン付き呼吸用保護具(電動ファン付き呼吸用保護具の規格(平成26年厚生労働省告示第455号))又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(以下「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。)を使用する。	石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、 <u>負圧隔離養生</u> の内部では、電動ファン付き呼吸用保護具(電動ファン付き呼吸用保護具の規格(平成26年厚生労働省告示第455号))又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(以下「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。)を使用する。
p.252	6.1.2 負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)の外部で石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具 1～2段落目	石綿含有成形板等を切断等により除去する場合や石綿含有仕上塗材を電動工具により除去する場合は、 <u>除去対象製品及び除去等対象工法から指定された呼吸用保護具の区分①</u> を使用する。 石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場合や、 <u>石綿含有仕上塗材を電動工具を用いずに除去する場合は</u> 、呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③、区分④を使用する。	除去対象製品及び除去等対象工法から指定された呼吸用保護具の <u>区分①、区分②、区分③</u> を使用する。 石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場合や、 <u>石綿等の切断等を伴わない囲い込みの場合は</u> 、呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③、区分④を使用する。

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
p.252	6.1.4 保護衣、作業衣 2段落目	負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)内での作業においては、 <u>使い捨てタイプの保護衣</u> を使用し、隔離作業場からの退出の都度廃棄し、 <u>特別管理産業廃棄物として処理する。</u>	負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)内での作業においては、 <u>使い捨てタイプの保護衣</u> を使用し、隔離作業場からの退出の都度廃棄することとする。石綿が付着しているおそれのある保護衣等の廃棄にあたって、 <u>廃石綿等が排出される作業場(負圧隔離養生の内部)で使用されたものは廃石綿等として処理し、廃石綿等が排出されず石綿含有廃棄物が排出される作業場(負圧不要である隔離養生の内部)で使用されたものは石綿含有廃棄物として処理する。</u>

目次

	頁
1 石綿に関する基礎知識	1
1.1 石綿の物性等	1
1.2 石綿の生産・使用	4
1.3 環境中の石綿濃度	8
1.4 石綿の健康影響	11
2 関係法令の解説	14
2.1 石綿に係る法規制の変遷	14
2.2 大気汚染防止法	16
2.3 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則	49
2.4 その他の関係法令	67
3 用語の定義	69
3.1 関係法令の名称	69
3.2 建築材料等の定義	70
3.3 除去等作業等に関する用語	72
4 建築物等の解体等における飛散防止対策	76
4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要	76
4.2 作業の一般的手順	80
4.3 事前調査	85
4.4 作業計画の作成	102
4.5 作業実施等の届出	107
4.6 事前調査の結果及び作業内容等の揭示	113
4.7 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策	118
4.8 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策	161
4.9 封じ込め又は困い込み作業に係る石綿飛散防止対策	164
4.10 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策	168
4.11 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策	175
4.12 石綿含有仕上塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策	196
4.13 解体等にあたりあらかじめ石綿等を除去することが困難な場合	213
4.14 隔離を行う場合の作業場内の漏えい確認	214
4.15 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認及び作業の記録	226
5 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定等	245
5.1 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定	245
5.2 敷地境界（施工区画境界）等における大気濃度測定方法の例	246
5.3 総繊維数濃度及び石綿繊維数濃度測定の概要	248
6 呼吸用保護具、保護衣	251
6.1 保護具等の選定	251
6.2 保護具等の取扱い	253
7 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項	260
7.1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置	260
7.2 労働者等を建築物等において臨時に就業させる場合の措置	262
付録 I 事前調査の方法	
付録 II 石綿含有建材の取り残しの例	
付録 III 大規模工事等における石綿飛散漏えい防止手法	
付録 IV 石綿含有建材除去等工事において注意が必要な工事事例	
付録 V 作業の順序等が不適切であったと考えられる事例	
付録 VI 参考文献	
付録 VII 石綿関連機関情報	
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル改訂検討会 委員名簿	

3.2 建築材料等の定義

本マニュアルで用いる建築材料、工事、実施主体の定義は以下のとおりである。

(1) 石綿

石綿は「アスベスト」と記されることがあるが、本マニュアルでは、日本産業規格（JIS）、他のマニュアルの引用等を除き、「石綿」と表記するものとする。大防法では、石綿は「特定粉じん」の一種だが、現在特定粉じんに指定されているものは石綿のみであるため、同じ意味と考えても差し支えない。

(2) 建築物等

「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚物処理の設備等の建築設備を含むものをいう。「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備、煙突等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があるものをいう。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。

本マニュアルでは、建築物と工作物を併せて「建築物等」という。

石綿則では平成 23（2011）年 8 月より船舶（鋼製の船舶に限る）についても規制の対象となっているが、本マニュアルでは船舶における措置については解説していない。船舶における措置については、「船舶における適切なアスベストの取り扱いに関するマニュアル（2011 年 3 月、（一財）日本船舶技術研究協会）を参照すること。

(3) 石綿含有吹付け材

大防法施行令の「吹付け石綿」、石綿則の「吹き付けられた石綿」を指し、具体的には、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有ひる石吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材を指す。一般に「レベル 1 建材」と称されているものである。「吹付け石綿」は、吹付け施工されたすべての石綿含有建材を表す場合と石綿含有建材の具体的な名称として狭義的に用いられる場合があるため、本マニュアルでは法文に関する記述部分を除き、すべて「石綿含有吹付け材」に統一するものとする。

(4) 石綿含有保温材等

大防法施行令の「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」（大防法施行規則では「石綿含有断熱材等」とされている）、石綿則の「石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等」を指し、石綿が使用された保温材、断熱材及び耐火被覆材のことをいう。一般に「レベル 2 建材」と称されているものである。本マニュアルでは法文に関する記述部分を除き、すべて「石綿含有保温材等」に統一するものとする。

(5) 石綿含有吹付け材等

石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等を指す。大防法、石綿則ともに石綿含有吹付け材等の除去や囲い込み、封じ込めを行う際は、原則として都道府県等や労働基準監督署への届出が必要である。

(6) 石綿含有成形板等

大防法施行規則の「石綿含有成形板等」、石綿則の「石綿含有成形品」を指し、石綿が使用された成形板やその他の建材等で、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、後述する石綿含有仕上塗材以外のものを本マニュアルでは「石綿含有成形板等」という。具体的には、石綿含有スレート板や石綿含有押出成形セメント板、石綿含有ロックウール吸音板などの成形板、ビニル床タイル、下地調整塗材等の建材のほか、ガスケットやパッキン、石綿布などの製品等も含まれる。一般にレベル 3 建材と称されているものである。

(7) 石綿含有仕上塗材

JIS A 6909 に定められた建築用仕上塗材（しあげぬりざい）のうち、石綿等が使用されているものであり、大防法施行規則の「石綿を含有する仕上塗材」、石綿則の「石綿含有仕上げ塗材」を、本マニュアルでは「石

綿含有仕上塗材」という。建築用仕上塗材は、建築物の内外装の保護や意匠を目的とした表面仕上に幅広く用いられている左官材料であり、過去に石綿が使用されていた。なお、仕上塗材の施工時に使用される石綿含有下地調整塗材については、法令上は石綿含有成形板等に区分されるが、除去作業は石綿含有仕上塗材と合わせて実施されることから、本マニュアルでは石綿含有仕上塗材に分類されるものとして扱い、実施する石綿飛散防止措置については石綿含有仕上塗材を除去する際の措置を実施することとする。

内装仕上げに用いられる石綿含有ひる石吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材については、大防法における「吹付け石綿」及び石綿則における「吹き付けられた石綿」に分類されることから、石綿含有仕上塗材に含まれない。

(8) 石綿含有建材

石綿が使用された建築材料全てを指す。大防法では、「特定建築材料」、石綿則では「石綿等」とされている。具体的には、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材を指す。

(9) 解体、改造又は補修、改修、解体等、改修等

大防法では、「建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事」（大防法第 18 条の 15 第 1 項）、石綿則では「建築物、工作物又は船舶の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業」（石綿則第 3 条）を伴う工事が規制対象となっている。

このうち、解体を行う工事を指す場合、マニュアル内では「解体」又は「解体工事」という。また、大防法の「改造し、又は補修する作業」、石綿則の「改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）」にあたる工事を、マニュアル内では「改修等」又は「改修等工事」という。

解体、改修の両方を合わせて「解体等」又は「解体等工事」という。なお、これらの用語を使用する場合は、石綿を使用する建築物等の解体等に限らないことに注意が必要である。

(10) 除去、封じ込め、囲い込み、除去等作業

石綿含有建材の除去を行う場合は「除去」、封じ込めを行う場合は「封じ込め」、囲い込みを行う場合は「囲い込み」という。石綿含有建材の除去、封じ込め及び囲い込みの全て指す場合は「除去等」という。

(11) 発注者、自主施工者、発注者等

「発注者」とは、解体等工事を発注する者をいう。大防法では「解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のもの」とされている。「自主施工者」は大防法の用語で、解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。本マニュアルでは、発注者と自主施工者を併せて「発注者等」という。

(12) 元請業者、元請業者等、下請負人、事業者

発注者から直接解体等工事を請け負った者を大防法では「元請業者」といい、元請業者と自主施工者を併せて「元請業者等」という。

「下請負人」は、大防法では、下請負契約により石綿含有建材の除去等作業を行う事業者を指す。なお、請け負った石綿含有建材の除去等作業が数次の請負契約によって行われるときは、全ての請負契約の当事者である請負人が下請負人となる。

石綿則では、規制対象が主に「事業者」となっている。事業者は安衛法において「事業を行う者で、労働者を使用するものをいう」とされており、当該規定に該当すれば、元請業者等、下請負人のいずれの場合でも事業者となる。そのため、石綿則で事業者に適用される規制は大防法の元請業者等、下請負人のいずれにも適用されることに注意が必要である。ただし、一人親方等の労働者を使用しない者は事業者には該当しない。

本マニュアル内では、元請業者のみを指す場合は「元請業者」、元請業者と自主施工者の両方を指す場合は「元請業者等」、下請負人のみを指す場合は「下請負人」、事業者を指す場合は「事業者」という。

(13) 作業員、労働者

解体等工事や石綿の除去等作業を行う元請業者等、下請負人に所属し、実際にそれらの作業を行う者を本マニュアルでは「作業員」という。

また、石綿則でいう「労働者」は、労働基準法において「職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者」と規定されている。本マニュアルでは、作業員のうち労働

者のみを指す場合は「労働者」という。

(14) 都道府県等

都道府県及び、大防法の特定粉じんに関する権限を有する市区等を本マニュアルでは「都道府県等」という。

大防法における粉じんに関する規制に係る届出の受理、各種の命令に関する事務は、都道府県知事の権限であるが、大気汚染防止法上の政令市（大防法施行令第13条第1項）に委任されている。

また、都道府県の条例により、特定粉じん排出等作業に係る届出の受理権限等が委任されている市（以下「条例委任市」という。）もある。

具体的には以下の環境省 HP にて確認できる。

【参考】大気汚染防止法に基づく届出・問い合わせ窓口

<http://www.env.go.jp/air/osen/law/contact.html>

3.3 除去等作業等に関する用語

ここでは主に除去等作業の方法に関する用語について、解説を行う。

(1) 事前調査、調査者等

建築物等や船舶の解体等の前には、当該建築物等や船舶に石綿含有建材が使用されているか否かを調査する必要がある。この調査は、原則として書面による調査（書面調査）と現地で目視により確認する調査（現地での目視調査）を行う必要がある。また、事前調査で建材が石綿を含有するか否か判断できない場合は、建材の採取・分析を行って石綿含有の有無を確認する必要がある。この分析による調査を「分析調査」という。書面調査、現地での目視調査、分析調査をあわせて「事前調査」という。

事前調査は、調査を適切に行うために必要な知識を有する者が実施することが必要である。詳細については4.3.4を参照すること。本マニュアルでは当該知識を有する者を「調査者等」という。

(2) 作業場

石綿等の除去等作業を行う区域、場所は、大防法では「作業場」、石綿則では「作業場所」といわれているが、本マニュアルでは「作業場」という。下記の隔離を行う場合は、隔離する範囲となる。

(3) 隔離

「隔離」とは他の場所からへだて離すことをいい、大防法、石綿則ともに石綿の飛散防止措置として「隔離」という用語を使用している。ただし、同じ「隔離」でも、除去等を行う建材の種類や切断等の有無によって、必要となる措置の内容は異なる。隔離を伴う飛散防止措置については、負圧化を行うものと負圧化を行わないものがあり、これらの措置はそれぞれ（9）負圧隔離養生と（10）隔離養生（負圧不要）を参照すること。

本マニュアルで単に「隔離」という場合は、作業場を他の場所から分けて区画する広義の隔離（負圧隔離養生や隔離養生、グローブバックによる隔離等を含む）を示す。

(4) セキュリティゾーン

「セキュリティゾーン」は、作業員の出入りや、資機材及び廃棄物の搬出入に伴い石綿が外部へ漏えいすることを防ぐため、隔離空間の出入口に設置するもので、一般的には外部から作業場へ向かう方向順に、更衣室、洗身室、前室の連結した3室で構成される。大防法でいう「前室」は、本マニュアルではセキュリティゾーンという用語を用い、単に「前室」というときは3室の一つである狭義の「前室」を指す。石綿則では「前室、洗身室及び更衣室」がセキュリティゾーンに該当する。

(5) 施工区画

作業場、セキュリティゾーンのほか、廃棄物保管場所、資機材置場等、石綿の除去等工事に直接又は間接的に関係する区画を「施工区画」という。石綿則では石綿等を取扱う作業場は関係者以外を立入禁止とすることとしており、石綿含有建材の除去等工事にあたっては、施工区画を立入禁止とする。

(6) 負圧化

隔離空間及びセキュリティゾーンの内部の大気圧を当該隔離空間及び前室の外の大気圧よりも下げ、隔離空間及び前室の出入口から当該隔離空間及び前室の空気が外部へ漏れない状態にすることをいう。大防法、石綿則ともに「負圧に保つ」とされており、本マニュアルでは、状況に応じて「負圧化」ともいう。

(7) HEPA (ヘパ) フィルタ

High Efficiency Particulate Air Filter の略。日本産業規格(JIS)Z8122 に定める「定格流量で粒径 0.3 マイクロメートルの粒子に対して 99.97%以上の粒子捕集率をもち、かつ初期圧力損失が 245Pa(25mmH₂O)以下の性能を持つエアフィルタ」をいう。集じん・排気装置や掃除機などに用いられる。

(8) 集じん・排気装置

集じん装置と排風機（ファン）で構成される機器であり、隔離空間内に設置して隔離空間及びセキュリティゾーンを負圧化するとともに、作業で発生する石綿等の粉じんをろ過捕集し、清浄な空気を排出する。

大防法及び石綿技術指針では、石綿含有吹付け材等の除去等の場合（囲い込みは切断等の作業を伴うものに限る）には（7）の HEPA（ヘパ）フィルタ付きの集じん・排気装置を用いることとしている。集じん装置のフィルタ部には、目詰まりを防止するための 1 次フィルタ、2 次フィルタ及び HEPA フィルタを用いるのが一般的である。

(9) 負圧隔離養生

大防法及び石綿則では、石綿含有吹付け材等を切断・破砕等して除去等を行う場合には、作業場の隔離、集じん・排気装置の設置、セキュリティゾーンの設置、隔離空間及びセキュリティゾーンの負圧化を行うことが義務付けられている。

本マニュアルではこれらの措置を行うことを「負圧隔離養生」という。負圧隔離養生を行う際は、集じん・排気装置出口での漏えいの確認や負圧が保たれていることの確認も行うこととなる。石綿技術指針では、負圧化に耐えられるよう、負圧隔離養生に用いるシートは、「床面には厚さ 0.15 ミリメートル以上のシートを二重に、壁面には 0.08 ミリメートル以上のシートを用い、折り返し面（留め代）として 30～45 センチメートル程度を確保すること」としており、この時に用いるシートを「隔離シート」という。また、密閉された空間を「隔離空間」という。

なお、大防法や石綿則では負圧隔離養生という用語は使用されていない。大防法では、「当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。」等とされている。また、石綿則では、「石綿等の除去等を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。石綿等の除去等を行う作業場所をろ過集じん方式の集じん・排気装置を設け、排気を行うこと。石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること。石綿等の除去等を行う作業場所及び前号の前室を負圧に保つこと。」等とされている。

(10) 隔離養生（負圧不要）

石綿含有成形板等のうち特に石綿の粉じんが発散しやすいもの（けい酸カルシウム板第 1 種）を切断等により除去する場合や、石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合、大防法では「周辺を事前に養生する」としているが、石綿則では、「当該作業を行う作業場所を当該作業以外の作業を行う作業場所からビニルシート等で隔離する」としている。このときの石綿則という隔離については、負圧化までは必要とせず、除去作業による石綿含有建材の粉じんが他の作業場所に飛散して作業員がばく露することを防ぐことを求めるものであり、大防法が求めている「養生」と同様の意味である。これらの措置のことを、本マニュアルでは「隔離養生（負圧不要）」という。

隔離養生（負圧不要）では、石綿を含む粉じんや塊が作業場から周辺へ飛散・散乱することを防ぐため、室内において開口部等をプラスチックシート等で覆う措置や室外においては建築物等の外周をシートやパネルで覆う措置を実施する。隔離養生では負圧化までは必要としない。隔離養生（負圧不要）や（11）の養生に用いるシートを「養生シート」という。養生シートの材質や厚みの規定はないが、十分な厚みがあり、簡単に破れないシートを使用すること。また、養生はシート状のものだけでなく、鋼板やパネル等を用いて行うことも可能であ

るが、作業場から周囲に石綿を含む粉じんを飛散させないよう、ある程度の密閉性を確保する必要がある。

(11) 養生

建築物等や設備、使用機器等の汚れ防止や破損防止等を目的として、養生シートやパネル等で建築物等や設備、使用機器、作業場の周囲等を養生することを本マニュアルでは「養生」という。養生を行う例としては以下の例がある。

- ・ 足場囲い養生：粉じんの飛散防止や騒音対策のため、建築物の周囲に設置した足場の外周をシートやパネルで囲う養生
- ・ 飛沫養生：高圧水洗工法を行う際に、噴射水等の飛沫飛散防止のためにシートを用いて行う養生
- ・ 床防水養生：高圧水洗工法を行う際に、汚染水の流出防止のため防水性能のあるシートを床に用いて行う養生
- ・ 陽圧回避養生：煙突断熱材の除去において、断熱材の崩落時に生じる下部隔離区域の気積と圧力増を一時的に回避するための養生)

(12) 切断等

石綿含有建材の切断や破砕等、石綿を含む粉じんが多量に発生するおそれがある作業を本マニュアルでは「切断等」という。大防法では「かき落とし、切断し、又は破砕すること」、石綿則では「切断、破砕、穿孔、研磨等」とされている。

(13) 原形のまま取り外し

石綿含有保温材等や石綿含有成形板等を切断等することなくそのまま建築物等から取り外し、除去することを「原形のまま取り外し」という。石綿含有保温材等や石綿含有成形板等の除去等を行う際、大防法では「かき落とし、切断又は破砕以外の方法」、石綿則では「切断等以外の方法」は、原形のまま取り外すことを指す。

(14) 湿潤化

石綿繊維等の飛散を抑制又は防止するため、薬液等（（15）参照）で石綿含有建材を湿潤な状態にすることを指す。

湿潤化に関して、石綿則では、「湿潤な状態のものとすること」と「常時湿潤な状態に保つこと」という規定がある。「湿潤な状態のものとすること」は石綿繊維等の飛散を抑制又は防止するため、石綿含有建材を一時的に湿潤なものとすることであり、「常時湿潤な状態に保つこと」は切断面への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つことである。石綿則では、石綿含有成形板等のうち特に石綿の粉じんが飛散しやすいもの（けい酸カルシウム板第1種）を切断等により除去する場合や、石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合には、常時湿潤な状態に保つことが求められる。なお、大防法ではどの作業においても「湿潤化」という用語が使用されている。本マニュアルではいずれの場合も「湿潤化」といい、常時湿潤な状態に保つ場合は、継続的に湿潤化を行うよう記載している。

(15) 薬液、薬液等

薬液等は石綿の飛散を抑制・防止するために用いられる薬液や水のこと。「薬液」には粉じん飛散抑制剤と粉じん飛散防止処理剤がある。また、石綿含有仕上塗材の除去においては、剥離剤も薬液に含まれる。薬液と水をあわせて「薬液等」という。薬液等は使用状況、目的にあわせて効果のあるものを選択する必要がある。

(16) 粉じん飛散抑制剤

石綿含有吹付け材等の内部に浸透し、石綿繊維を結合させ、除去時に粉じん飛散を抑制させるものを「粉じん飛散抑制剤」という。水に比べて、表面張力を減らし、吹付け材等が吸収しやすいものとなっている。除去工事の際の湿潤化のために使用するほか、除去作業中の浮遊粉じんの沈降促進のために空中散布する。また、除去した廃棄物の安定化処理のために使用する。（17）の粉じん飛散防止処理剤と同じものを、希釈倍率を変えて使用することが多い。

(17) 粉じん飛散防止処理剤

表面に被膜を形成し、粉じんの飛散を防止するためのものを「粉じん飛散防止処理剤」という。石綿含有吹

付け材を除去した後の表面に吹付けて除去面からの粉じん飛散を防止するほか、隔離シートを撤去する際に付着している粉じんを固定するために噴霧する。また、隔離作業場内で使用した工具等の搬出にあたっては、付着している石綿を濡れウェス等でふき取ったのち、粉じん飛散防止処理剤を噴霧し残存する粉じんの飛散を防止する。粉じん飛散防止処理剤のうち、建築基準法第 37 条第 2 項に基づく認定を受けた石綿飛散防止剤は封じ込め処理工事の薬液にも使用される。

(18) 高性能真空掃除機

HEPA フィルタ付きの真空掃除機、又は石綿繊維の捕集率が HEPA フィルタと同等の性能を有する真空掃除機のことを「高性能真空掃除機」という。

(19) グローブバッグ

配管の一部等を局所的に隔離するための袋状の用具を「グローブバッグ」という。グローブバッグには手を入れて作業を行う手袋の部位がある。作業箇所に取り付けて当該部分を密封した後、手袋を使って石綿の除去作業を行い、密封状態を保ったまま取り出すことが可能であるとされている。

(20) 廃石綿等

建築物等の解体等工事から発生する石綿含有吹付け材等の除去物及び石綿含有吹付け材等の除去物が発生する解体等工事に使用した隔離シート、保護衣、呼吸用保護具のフィルタ等の廃材を廃棄物処理法で「廃石綿等」という。廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し、処分にあたっては、管理型若しくは遮断型最終処分場での埋立処分を行う又は熔融・無害化処理を行った上で最終処分場での埋立処分を行う必要がある。また、熔融・無害化を行わずに埋立処分するにあたっては、固型化、薬剤による安定化又はこれらに準ずる措置を講じた上、耐水性の材料で二重梱包する等の措置が必要となる。

(21) 石綿含有産業廃棄物

建築物等の解体等工事等から発生する廃棄物のうち、廃石綿等（特別管理産業廃棄物）以外のもので、石綿を 0.1 重量%を超えて含有する産業廃棄物を「石綿含有産業廃棄物」という。その処分にあたっては、中間処理での破碎が禁止されており、最終処分場の一定場所に埋立処分を行う必要がある。また、熔融・無害化処理を行ってもよい。

(22) 呼吸用保護具

粉じんや有害物質等の存在下で、呼吸を保護するために着用する個人用保護具。送気マスク等給気式呼吸用保護具、国家検定の面体形及びルーズフィット形（フードをもつもの）の電動ファン付き呼吸用保護具や取替え式防じんマスクを「呼吸用保護具」という。なお、使い捨て式防じんマスクは、石綿を取扱う作業に使用してはならない。

(23) 保護衣

全身又はその一部を粉じんや有害物質の化学的、物理的又は機械的作業から保護する個人用保護具。JIS T 8115 : 2015 化学防護服の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ 5）又は同等品を使用する。

(24) 作業衣

一般環境や家庭内への二次汚染を防止することを目的に、石綿を取り扱う作業場内で専用に着用する作業衣のこと。石綿を取り扱う作業以外の作業で着用する作業衣や通勤衣と区別して使用する。材質は、表面が平滑で粉じんが付着しにくいものとし、構造は、粉じんが服内部に侵入しにくく、また、粉じんが堆積しないようにポケット数が必要最小限のものとする。

4 建築物等の解体等における飛散防止対策

4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要

石綿含有建材は、大きく石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に分けられる。それぞれを分類を表 4.1.1 に示す。

表 4.1.1 石綿含有建材の種類

建材の種類	石綿含有吹付け材 (レベル1)	石綿含有保温材等 (レベル2)	石綿含有成形板等 (レベル3)	石綿含有仕上塗材
対応石綿含有建材	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックワール(乾式) ③通式石綿吹付け材(石綿含有吹付けロックワール(湿式)) ④石綿含有吹付けバーミキュライト ⑤石綿含有吹付けガラス	【石綿含有耐火断熱材】 ①耐火断熱板 ②けい酸カルシウム断熱材 ③ウレタン断熱材 ④石綿含有断熱材 ⑤屋根用折板裏断熱材 ⑥断熱用石綿断熱材 【石綿含有保温材】 ①石綿保温材 ②けい酸土保温材 ③石綿含有けい酸カルシウム保温材 ④バーミキュライト保温材 ⑤ガラス保温材 ⑥不定形保温材(水練り保温材)	①外壁・軒天 スレートボード、スレート波板、窯業系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板等1種 ②屋根 スレート波板、住宅屋根用化粧スレート ③内壁・天井 スレートボード、スラグセメント板、バーミキュライト板、バロックセメント板、けい酸カルシウム板等1種、せっこうボード、ロックワール吸音天井板、ソフト巾木 ④床 ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリースペースフロア材 ⑤煙突 セメント円筒 ⑥その他 セメント管、ジョイントシート、初頭品、バルケン	①建築用仕上塗材(吹付けパミキュライト、吹付けガラスは除く) ②建築用下地調整塗材 ^{注)}
発じん性 具体的 な使用 箇所の 例	高い ①ポイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。 ②建築物の柱、はり、壁等に耐火断熱材として、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。 ③ビルの機械室、ポイラ室等の天井、壁又はビル以外の建築物(体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等)の天井、壁に、石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被覆を形成させ、吸音、結露防止(断熱用)として使われている。昭和31(1956)年頃から昭和50(1975)年初頭までの建築物が多い。	高い ①ポイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。 ②建築物の柱、はり、壁等に耐火断熱材として、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。 ③断熱材として、断熱用折板裏断熱材、断熱用断熱材を使用している。	比較的低い ①建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。 ②屋根材として石綿スレート等を用いている。 ③煙突や上下水道管に石綿セメント円筒や石綿セメント管が使用されている。 ④ダクトや配管のつなぎ部にシヨントシート(シール材)や石綿紡織品、バルケンなどが使用されている。	比較的低い ①建築物の外壁に仕上塗材が塗られている。 ②内装仕上り仕上塗材が塗られている。 ③建築用仕上塗材を施工する際、建築用下地調整塗材を使用している。

注) 石綿を含有する建築用下地調整塗材は、法令上は石綿含有成形板等の作業基準が適用されるが、本マニュアルでは仕上塗材として区分する。

除去等の作業を行う際は建材の種類や作業の内容に応じて、求められる石綿飛散防止対策が異なる。石綿含有吹付け材の除去を行う際は、切断等を伴う掻き落としによることが一般的である。一方、石綿含有保温材等を除去する場合や、石綿含有吹付け材等を囲い込み又は封じ込め処理する場合、建材の使用状況や形状に応じた多様な方法が実施されており、それぞれの方法により石綿飛散防止対策は異なってくる。

また、石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の除去を行う際にも、適切に飛散防止対策が求められる。そのため、本マニュアルでは、以下に状況に分けて作業時の石綿飛散防止対策を記述した。

- ・ 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策 (4.7)
- ・ 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策 (4.8)
- ・ 囲い込み又は封じ込め作業に係る石綿飛散防止対策 (4.9)
- ・ 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策 (4.10)
- ・ 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策 (4.11)
- ・ 石綿含有仕上塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策 (4.12)

また、解体等にありあらかじめ石綿含有建材を除去することが困難な場合(4.13)、除去等作業において隔離を行う場合の作業場内の漏えい確認(4.14)、石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認及び作業の記録(4.15)についても解説を行っている。

大防法や石綿則による作業方法は、石綿を含む粉じんの発じん性を考慮して設定されている。この「発じん性」は、「密度(かさ密度も含む)の軽重」、「石綿の種類」、「石綿含有率」等の因子と、施工された後の劣化状況に關係する因子がある。後者の劣化については、施工時の状態(現場施工かどうか)、石綿以外の原料の種類、使用部位の環境状況(温度、湿度、気流等)等に依存している。このように、これらの因子が複雑に絡み合っているため、同じ石綿含有建材でも、当然、発じん性が異なることがある。例えば、石綿含有保温材等に該当する建材でも、石綿含有吹付け材の発じん性に相当する場合もあり、また、石綿含有成形板等に該当する建材でも、石綿含有保温材等に相当する場合もある。さらに、これらの因子以外に、建築物等の解体等における作業方法(切断等を伴うか否か等)によっても、発じん性の度合いが異なってくる。

したがって、石綿の除去等作業を行う際は発じん性の目安として表 4.1.1 を参照しつつも、劣化状況のほか、作業方法といった因子等を十分に考慮する必要がある。

表 4.1.2 に、石綿飛散及びばく露防止対策の概要を示す。

表 4.1.2 石綿飛散及びびく霰防止対策の概要 (1)

本文記述箇所	4.7	4.10.1	4.7	4.10.3	4.10.1	4.10.2	4.8.1	4.8.2	4.7	4.9
	切断等による除去	切断等によらない除去							封じ込み、囲い込み	切断等に伴う
石綿含有建材除去等の工法	石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等		石綿含有保温材等		石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等			
	作業場を自 ら隔離養生 等	特殊工法 (例) グローブ バッグの給気 ¹⁾	作業場を自 ら隔離養生 等	特殊工法 (例) グローブ バッグの給気 ¹⁾	断熱材を折返 しに付けたまま の除去	断熱材を折返 しに付けたまま の除去	配管 保温材	作業場を隔 断養生(負担 不要)等	石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等
石綿含有建材除去等の工法	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・石綿則の届出	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外 の立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
セキユリライゾンの設置	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
負圧の確保、集じん・排気装置の設置	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
機器による捕えいの確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
負圧の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
湿潤化	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
粉じん飛散状況確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

- 1) グローブ/バッグは、局所的に使用されるものである。
- 2) 石綿含有建材に接触せず、振動等による石綿の飛散のおそれがない場合には対象外。
- 3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。

表 4.1.2 石綿飛散及びびく霰防止対策の概要 (2)

本文記述箇所	4.1.1			4.1.2		
	切断等による除去 ない除去	切断等による除去 ない除去	切断等による除去 ない除去	切断等による除去 ない除去	切断等による除去 ない除去	切断等による除去 ない除去
石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	石綿含有成形板等			石綿含有仕上げ材		
	原形のまま 取り外し	湿潤化 等	湿潤化 等	原形のまま 取り外し	湿潤化	湿潤化
石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	要	要	要	要	要	要
事前調査	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・石綿則の届出	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外 の立入禁止	要	要	要	要	要	要
隔離	要	要	要	要	要	要
湿潤化	要	要	要	要	要	要
飛沫防止等の養生	要	要	要	要	要	要
床防水養生	要	要	要	要	要	要
清掃	要	要	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

- 1) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。
- 2) ○は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

4.6 事前調査の結果及び作業内容等の掲示

解体等工事の元請業者等及び事業者は、事前調査の結果及び作業内容等について、大防法及び石綿則で定められた事項を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示しなければならない。

石綿に関連する掲示等は表 4.6.1 のとおりである。また、厚生労働省では、以下の掲示を行うことを通知している。(平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号)

- ① 安衛法第 88 条 3 項の規定による計画の届出又は石綿則第 5 条の規定による作業の届出の対象となる作業を周知する掲示。
- ② 届出の対象外となる石綿除去作業を周知する掲示。
- ③ 石綿を使用していない建築物の解体等の作業を周知する掲示。

この他、都道府県等独自に条例で掲示を義務付ける例もあるので確認が必要である。

掲示については、解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して行う。

なお、掲示板の設置以外に、除去等作業の着手に当たって事業者は、周辺住民やテナント等、関係者に対する不安や疑念を解消するために、地元説明会の開催等を求められることがある。掲示を見た周辺住民等からの申し出があった場合、リスクコミュニケーションの観点から、事前調査の概要等を閲覧に供することが考えられる。

除去等作業を円滑に実施するためには、近隣住民等関係者からの申し出に応じて、除去等作業の方法、隔離・養生方法及び具体的な作業工程の現地での説明並びに工事実施写真（石綿除去等の作業の写真や漏えい確認状況の写真等）の公開等を行うことが考えられる。

リスクコミュニケーションについては、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」（平成 29 年 4 月 環境省）が参考になる。

表 4.6.1 石綿に関連する掲示

掲示項目	大防法	石綿則等	参照箇所
事前調査の結果	大防法第 18 条の 15 第 5 項 大防法施行規則第 16 条の 9、第 16 条の 10	石綿則第 3 条第 8 項	4.6.1
作業内容等	大防法第 18 条の 14 大防法施行規則第 16 条の 4 第二号	平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号	4.6.2
作業主任者	—	安衛則第 18 条	
飲食喫煙禁止	—	石綿則第 33 条	
石綿の有害性等	—	石綿則第 34 条	
立入禁止	—	石綿則第 7 条、第 15 条	

4.6.1 事前調査の結果の掲示

大防法と石綿則における事前調査の結果の掲示の記載事項を表 4.6.2 に示す。

事前調査の結果の掲示は石綿含有建材の使用の有無や大防法や石綿則の届出の対象か否かに関わらず義務付けられているものであり、全ての解体等工事で掲示しなければならないことに留意する必要がある。

事前調査の結果の掲示は、大防法及び石綿則で義務付けられているが、それぞれの法令に則った掲示を個別に行う必要はなく、記載事項を網羅していれば両方の掲示を兼ねることは差支えない。

事前調査結果の掲示は、周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所に掲示する。

掲示の大きさは日本産業規格 A 3 判（29.7cm×43cm）以上とするが、縦、横のどちらでも差し支えない。

表 4.6.2 大防法と石綿則における事前調査結果の掲示の記載事項

大防法の掲示の記載事項 (大防法第 18 条の 15 第 5 項、 大防法施行規則第 16 条の 10)	石綿則の掲示の記載事項 (石綿則第 3 条第 8 項)
<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査の結果 ・解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・事前調査を終了した年月日 ・解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査終了日 ・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む）の概要 ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠の概要

4.6.2 作業内容等の掲示

石綿含有建材の除去等作業を行う際は、作業方法等の必要事項を表示した掲示板の設置が必要である。

作業内容等の掲示の記載事項を表 4.6.3 に示す。

作業内容等の掲示についても、大防法及び石綿則等に分けて掲示を行う必要はなく、記載事項を網羅していればそれぞれの法令の掲示を兼ねることは差支えない。

掲示は、周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所に掲示する。掲示の大きさは日本産業規格 A 3 判以上とするが、縦、横のどちらでも差し支えない。

表 4.6.3 作業内容等の掲示の記載事項

大防法の掲示の記載事項 (大防法施行規則第 16 条の 4 第二号)	石綿則等の掲示の記載事項 (安衛法第 18 条 石綿則第 7 条、15 条、33 条、34 条 平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号)
<ul style="list-style-type: none"> ・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先 ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法 ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者以外の立入禁止 ・石綿作業主任者 ・喫煙・飲食の禁止 ・石綿等を取り扱う作業場である旨 ・石綿の人体に及ぼす作用 ・石綿等の取扱い上の注意事項 ・使用すべき保護具 ・石綿のばく露防止対策等の実施内容（届出あり、届出なし、石綿なし）

4.6.3 掲示の様式例

事前調査の結果及び作業内容等の掲示の様式例を図 4.6.1～図 4.6.3 に示す。

掲載した様式例は、事前調査の結果と作業内容を 1 つの掲示にまとめている例であるが、それぞれを個別に掲示することもできる。掲示の大きさは日本産業規格 A 3 判以上（縦、横のどちらでも可）であるが、記載内容が多い場合は掲示の大きさを大きくする等、字が小さく読みづらくならないよう配慮すること。

また、様式例では、石綿則による「関係者以外の立入禁止」、「喫煙・飲食の禁止」、「石綿等を取り扱う作業場である旨」、「石綿の人体に及ぼす作用」、「石綿等の取扱い上の注意事項」、「使用すべき保護具」、の内容は含まれていないため、別途掲示を行うこと。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^(注1)、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせいたします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		令和○○年○○月○○日
届出先及び届出年月日	東京○○労働基準監督署 東京都○○市○○区○○	令和○○年○○月○○日
調査終了年月日	東京都○○市○○区○○	令和○○年○○月○○日
看板表示日	東京都○○市○○区○○	令和○○年○○月○○日
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日
調査方法の概要(調査箇所)		
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査		
【調査箇所】建築物全体(1階～4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)		
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～4階 トイレ内PS 保温材③ 1～4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤		
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去、囲い込み・封じ込め・その他	
集じん・排気装置	機種:集じん・排気装置・型式:○○○-2000・設置数:○台	
排気能力(m ³ /min)	○○m ³ /min(1時間あたりの換気回数4回以上)	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ・補修効率:99.97%・粒子径:0.3μm	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm)・接着テープ等 (例)・吹付け層に薬液を含ませる等により表面を被覆する封じ込め工法 ^(注2) (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^(注2)	
その他の石綿(特定粉じんの)排出又は飛散の抑制方法		
備考:その他の条例等の届出年月日		
○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○○月○○日届出)		
発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○○○ 住所 東京都○○区○○-○○		
元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○		
住所 東京都○○区○○-○○		
現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL 03-xx-xx-xx-xx		
○○○○を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所		
事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○ その他事項		
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日		

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合
注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

図 4.6.1 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(届出対象)記入例 ※掲示サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^(注)
 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせいたします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		調査終了年月日		令和○○年○○月○○日
調査方法: ○○○○解体工事作業所		看板表示日		令和○○年○○月○○日
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○○○
調査方法の概要(調査箇所)				
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査				
【調査箇所】建築物全体(1階~3階)				
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)				
【石綿含有あり】				
外壁 石綿含有仕上塗材 クリントイル				
1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリントイル				
2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリントイル				
2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリントイル				
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照				
1階 倉庫 吹付けロックウール ③				
1~3階 床: ビニル床シート⑤、壁: けい酸カルシウム板第1種: ④ 天井: 岩綿吸音板③ その他の建材				
④⑤				
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法				
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法				
石綿含有成形板等				
(例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。				
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法				
石綿含有仕上塗材				
(例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。				
・湿潤用薬液: ○○○○ ・剥離剤: ○○○○				
・養生用シート(厚さ: 0mm) ・接着テープ 等				
使用する資材及びその種類				
備考: その他の条例等の届出年月日				
○○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○○月○○日届出)				
氏名又は名称及び住所				
事前調査・試料採取を実施した者				
①一般建築物石綿含有建材調査者				
②環境(株)氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○				
住所: 東京都○○区○○-○○				
分析を実施した者				
②○○環境分析センター				
氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○				
住所: 埼玉県○○市○○-○○				
住所				
東京都○○区○○-○○				
現場責任者氏名 ○○○○				
連絡場所 TEL 03-x x x-x x x x				
○○○○を石綿作業主任者に選任しています。				
調査を行った者(分析等の実施者)				
氏名又は名称及び住所				
元請業者(工事の施工者かつ調査者)				
氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)				
○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○				
住所				
東京都○○区○○-○○				
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す				
①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明				
⑤材料の製造年月日				
その他事項				

(注)工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図 4.6.2 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業 (届出非対象) 記入例 ※掲示サイズは (横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)}
 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所	
調査終了年月日	令和〇〇年〇月〇日
看板表示日	令和〇〇年〇月〇日
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
調査方法の概要(調査箇所)	
【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査 ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる 【調査箇所】 建築物全体(1階～3階)	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠) 石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)	
【石綿含有なし】 〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～3階 床：ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井：岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁：スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③ ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤	
元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇	住所 東京都〇〇区〇-〇
現場責任者氏名 〇〇〇〇	連絡場所 TEL 03-XXXX-XXXX
調査を行った者(分析等の実施者)	
氏名又は名称及び住所	
事前調査・試料採取を実施した者	
①日本アスベスト調査診断協会登録者	
氏名 〇〇 〇〇 会員番号 〇〇〇〇	住所：東京都〇〇区〇〇-〇〇
分析を実施した者	
②〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇	住所：埼玉県〇〇市〇〇-〇〇
その他事項	
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す	
①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明	
⑤材料の製造年月日	

注)工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図 4.6.3 石綿使用なし記入例 ※掲示サイズは (横 420mm 以上、縦 297mm 以上)